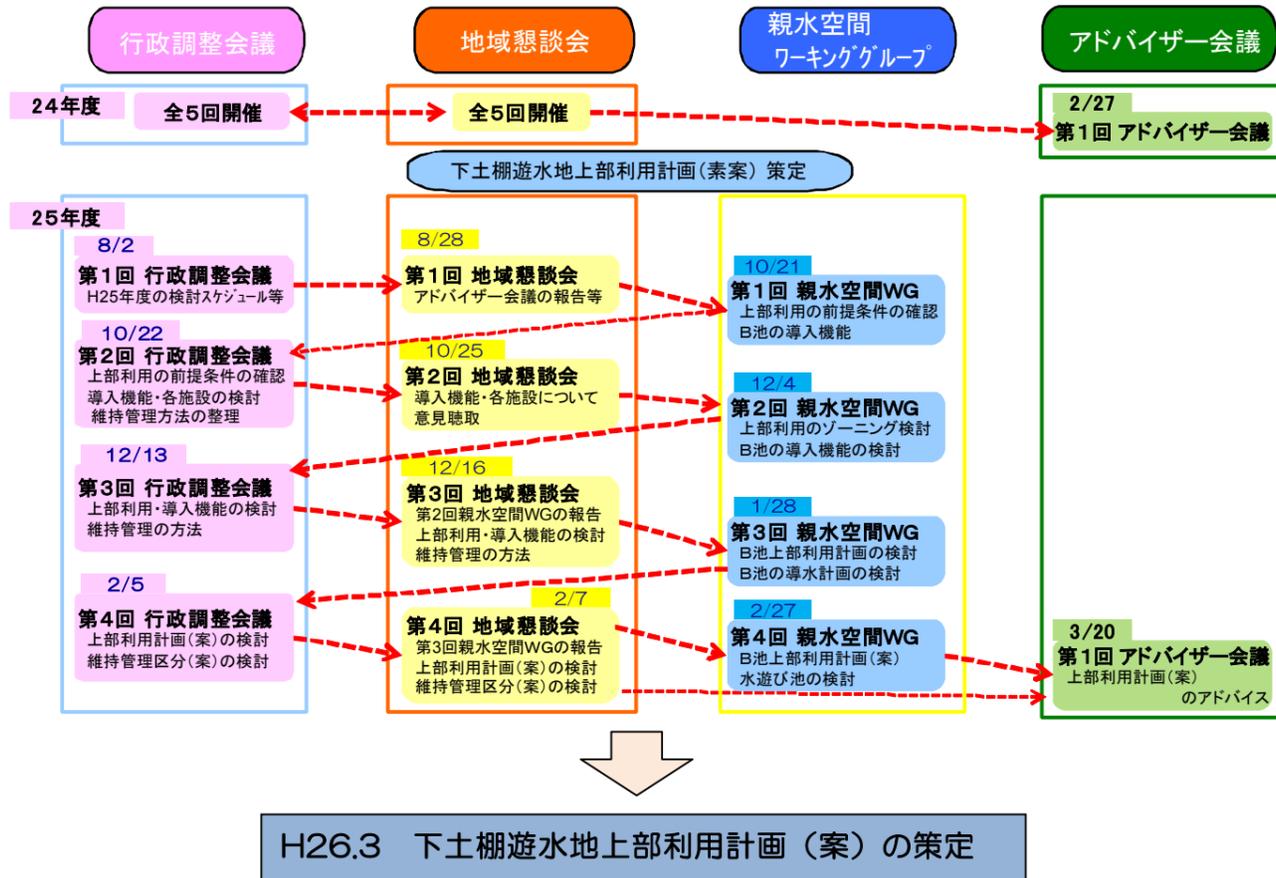


## 2) 下土棚遊水地上部利用計画（案）について

### 下土棚遊水地上部利用計画の検討状況

#### ■これまでの検討状況（H24・25年度）



#### ■上部利用計画の検討経緯

地域懇談会、親水空間ワーキングでの検討経緯を以下に示す。

地域懇談会	親水空間ワーキンググループ
<b>第1回 地域懇談会</b> 日時：平成25年8月28日(水) 14:00~15:50 場所：長後市民センター 内容：【今年度の検討体制・スケジュール】 ①下土棚遊水地事業の整備状況 ②第1回「アドバイザー会議」の報告 ③下土棚遊水地上部利用計画(素案)について ④平成25年度の上部利用計画検討体制について ⑤平成25年度の検討スケジュールについて	<b>第1回 親水空間ワーキンググループ</b> 日時：平成25年10月21日(月) 10:00~12:00 場所：藤沢合同庁舎 内容：【検討の流れとB池の導入機能について】 ①親水空間ワーキンググループにおける検討の流れについて ②下土棚遊水地上部利用の前提条件の整理について ③B池の導入機能(施設)について
<b>第2回 地域懇談会</b> 日時：平成25年10月25日(金) 14:00~15:25 場所：長後市民センター 内容：【上部利用の導入施設等】 ○下土棚遊水地上部利用の前提条件の整理 ○下土棚遊水地上部利用について	<b>第2回 親水空間ワーキンググループ</b> 日時：平成25年12月4日(水) 10:00~12:00 場所：藤沢合同庁舎 内容：【B池上部利用計画の検討】 ①B池の導水計画について ②B池上部利用計画の検討について
<b>第3回 地域懇談会</b> 日時：平成25年12月16日(月) 14:00~15:50 場所：長後市民センター 内容：【下土棚遊水地上部利用計画への意見】 ①親水空間ワーキンググループの検討状況 ②下土棚遊水地上部利用計画について	<b>第3回 親水空間ワーキンググループ</b> 日時：平成26年1月28日(火) 14:00~15:45 場所：藤沢合同庁舎 内容：【B池上部利用計画の検討】 ①B池上部利用計画の検討について ②B池の導水計画について
<b>第4回 地域懇談会</b> 日時：平成26年2月7日(月) 14:00~16:00 場所：長後市民センター 内容：【下土棚遊水地上部利用計画への意見】 ①親水空間ワーキンググループの検討状況 ②下土棚遊水地上部利用計画(案)について ③下土棚遊水地管理区分(案)について	<b>第4回 親水空間ワーキンググループ</b> 日時：平成26年2月27日(木) 15:00~16:30 場所：藤沢合同庁舎 内容：【B池上部利用計画の検討】 ①B池上部利用計画(案)について ②水遊び池の検討について

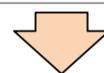
#### ■上部利用計画の基本方針（下土棚遊水地上部利用計画（素案）より）



# 遊水地上部利用施設の検討段階での主な意見

## ■地域懇談会での主な意見

該当箇所	地域懇談会での意見	事務局回答・計画反映の方法
A池	遊水地になる前から地元で行っているどんど焼きや凧揚げを活動ランド等でやりたい。	⇒地域の伝統文化の継承というスタンスのものであれば、管理主体決定後にルールや場所等を含めて地元の方々と相談する機会を設けたい。
	憩いの広場については、根が横に広がっていくようなものならば、芝にこだわらなくても良いと思う。	⇒芝生以外の、例えば子供が遊びに使えるクローバーのような地被植物も検討していく。
	ランドから一次池を通り、鷹匠橋を渡ってB池側へいけるようにできないか。	⇒一次池は、越流堤から水が流れてくる場所にあたるため、上部利用空間とは考えていない。安全性を考慮すると難しい。
	左岸の道路沿いに桜並木があり、景観のよい場所である。遊水地についてもそれらの景観にあう樹木を選定してほしい。	⇒遊水地内については、貯水機能を発揮する必要があるため、植栽できる樹種や本数は限られてくるが、今後、植栽計画を立てていく中で、景観に配慮した樹種を選定することとしたい。
B池	水遊び池の底部は泥なのか。	⇒泥ではない。タイル張りはきれいだが滑りやすく危険であるため、コンクリートで造り、その上に砂利などを敷くことを想定している。
C池	ランドへの散水のための水と運動後の飲料水が必要である。特にランドへの散水方法は整備の段階から考えてほしい。	⇒上水は遊水地内に引き込むことが困難であるため、法面を上った所等から取水することになると思うが、アクセスを考慮した階段の配置等、整備の段階から考えることとしたい。
	サッカーゴールやバックネットなどは常設しておくのか。入れ替える場合の保管場所を確保する必要があるのではないのか。	⇒平常時は常設し、越水が予想される時に移動させることになると思う。仮置きするスペース等は、管理主体決定後に検討する。
D池	花があるときれいだが、花壇を設置しないといけないのか。	⇒遊水地内には花壇は越水後に悲惨な状態になってしまうため、遊水地内には花壇を設置しないこととする。
	芝生にこだわる必要はないと思う。	⇒芝生以外の地被植物も導入していく。
全体	自転車置場を各池に設置してほしい。	⇒詳細設計時に、駐車場の付近などに駐輪スペースを設けることとしたい。
	自転車で、遊水地を安心・安全に一周できるようにならないか。	⇒池と池の間に市道や県道があり、また、幅4mの河川管理用通路に自転車専用レーンを設けるのは難しい。利用者マナーの啓発活動などを通じて安全な利用ルールを考えていくことになるのではないと思う。
	管理用通路では、自転車、歩行者を分けられないか。	
	災害時の避難場所にはできないか。	⇒遊水地は河川の増水時に水をためる施設であり、必ずしも安全な広場というわけではない。また、藤沢市の防災部局によると、遊水地を一時避難場所とすることは薦めない、とのことである。
	柵は必ずしも全部になくても良いのではないか	⇒安全性を考慮しながら、必要に応じて設置することとしたい。
	連通管のゴミがつかまらないような対策が必要ではないか。	⇒スクリーンを設置し対策を講じる。



## ■地域懇談会の意見を踏まえた今年度の主な変更点

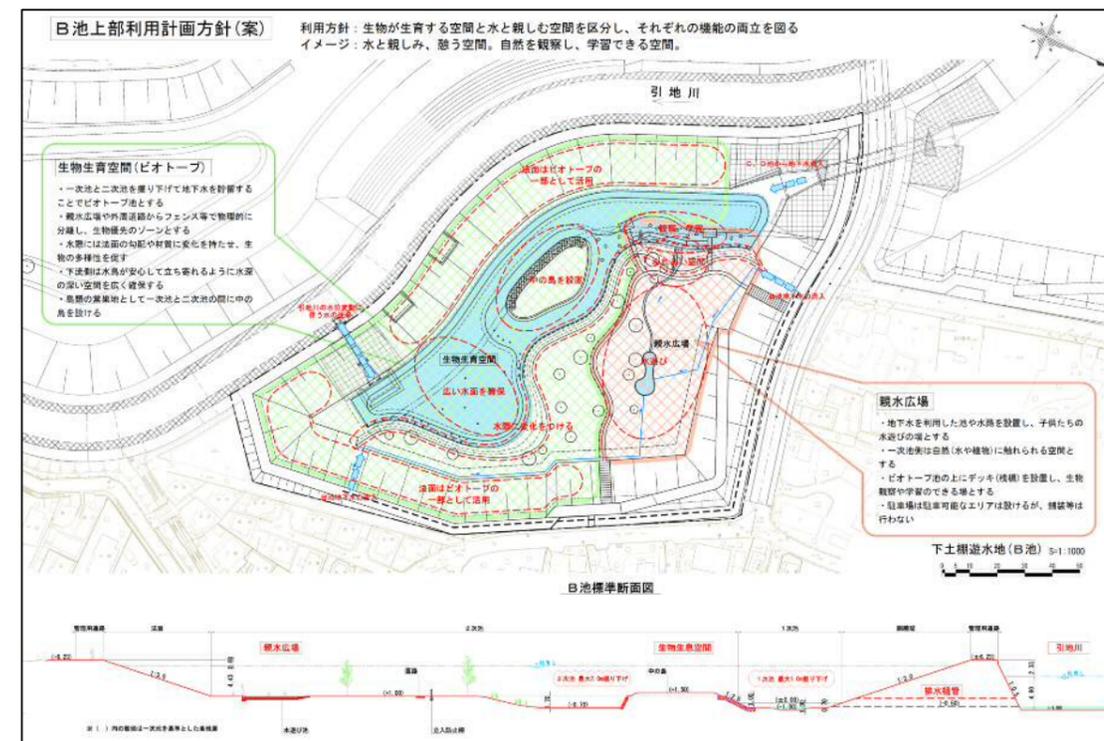
対象	検討会での主な意見	上部利用計画 (変更内容)
A池	・憩い広場では芝生の範囲はもっと少なくてもいいのでは。 ・特定のスポーツのための施設を整備するのか	・憩い広場は地被植物による緑化に変更する。 ・施設の整備は行わず、利用者が自由に使用できるようにする。ニュースポーツにも配慮。
B池	・人と自然が共存できる空間として整備してほしい	・生物が生育する空間と水と親しむ空間を区分し、それぞれの機能の両立を図る。
C池	・ランド全体が土だと、砂埃で近隣へ迷惑になる。 ・水飲み場、階段等が必要ではないか。	・利用に支障のない範囲で、空き地に草地を増やす。 ・水飲み場、階段の設置を増やす。
D池	・芝生広場は片側の広場だけでよいのではないか。	・2箇所あるうちの片側の広場は地被植物の緑化に変更する。

## ■アドバイザー会議での主な意見

- ・河川の果たしている役割、遊水地が果たしている役割や、遊水地という施設そのもの、機能そのものを広く知ってもらうことが大事。遊水地がどこを守っているのか、十分周知する必要がある。
- ・遊水地の中に駐車場を設けることは、基本的にはありえない。水が来るところだという概念が利用者に伝わっていないと危険である。

## ■B池 親水空間ワーキングでの主な意見

(上部利用計画での方針)



(上部利用導入施設 (案))



■各々の会規約

『下土棚遊水地上部利用計画 地域懇談会』規約

(名称)  
第1条 この会は、「下土棚遊水地上部利用計画 地域懇談会」(以下「懇談会」という)と称する。

(目的)  
第2条 本懇談会は、「引地川水系河川整備基本方針」および藤沢市上位・関連計画における下土棚遊水地の位置づけに沿って同地の上部利用を図り、地域の憩い・安らぎの場、地域活動・交流の場等を新たに創出するために「下土棚遊水地上部利用計画(案)」の策定に向け、自由な意見交換を行うとともに地域の意向や要望、公平性や維持管理への意見を反映させることを目的とする。

(組織)  
第3条 本懇談会は、別表-1に掲げる委員により組織される。  
2. 本懇談会は、座長および副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
3. その他、懇談会の運営上特に必要とするときは、座長は委員以外の者を参加させることができる。

(座長、副座長の職務)  
第4条 座長は、中立的な立場で会議の進行、意見の集約、とりまとめを行う。ただし、委員としての職務は制限されない。  
2. 副座長は、座長の補佐を行うとともに座長が不在のときは座長を代行する。

(事務局)  
第5条 事務局は懇談会の運営を行い、藤沢土木事務所河川砂防第一課および藤沢市公園みどり課がこれにあたる。

(懇談会の公開)  
第6条 懇談会の公開については、別に定める懇談会傍聴要領によるものとする。

(その他)  
第7条 この規約に定めない事項については、必要に応じて懇談会の承認を得て定めるものとする。

(附則)  
この規約は、平成24年9月26日から施行する。  
この規約は、平成25年8月28日から施行する。

『下土棚遊水地上部利用計画 地域懇談会』委員名簿

区分	所属	氏名
1	下土棚東自治会	依田 輝夫
2	下土棚西自治会	大沢 旗善介
3	円行西第一自治会	西村 武
4	富士見台地区社会体育振興協議会	長谷川 勝己
5	長後地区社会体育振興協議会	新海 政雄
6	湘南台地区社会体育振興協議会	澤野 孝行
7	六会地区社会体育振興協議会	国友 一夫
8	長後地区郷土づくり推進会議	市川 勤
9	長後地区郷土づくり推進会議	安田 宗弘
10	長後地区郷土づくり推進会議	山村 忠夫
11	湘南台地区郷土づくり推進会議	高澤 義一
12	湘南台地区郷土づくり推進会議	白川 禮治
13	湘南台地区郷土づくり推進会議	小林 庵
14	藤沢市体育協会	青山 俊夫
15	藤沢市体育協会	小野 隆弘
16	レクリエーション協会	松久保 六男
17	藤沢グリーンスタッフの会	團分 俊明
18	大庭自然探偵団	小池 岳重

\*座長および副座長を委員の中から選定する。

事務局

神奈川県	藤沢土木事務所河川砂防第一課
藤沢市	公園みどり課

『下土棚遊水地上部利用計画 親水空間ワーキンググループ』規約

(名称)  
第1条 この会は、「下土棚遊水地上部利用計画 親水空間ワーキンググループ」(以下「親水空間WG」という)と称する。

(目的)  
第2条 親水空間WGは、「下土棚遊水地上部利用計画(案)」の策定を行うにあたり、「地域懇談会」及び「アドバイザー会議」と連携を図りながら、下土棚遊水地B池の空間特性に応じた専門性の高い検討を行うことを目的とする。

(組織)  
第3条 親水空間WGは別表-1に掲げる委員により組織する。  
2. 親水空間WGに座長を置き、学識経験者がこれにあたる。  
3. 親水空間WGの運営上特に必要とするときは、座長は委員以外の者を参加させることができる。

(座長の職務)  
第4条 座長は、親水空間WGの召集および総括を行う。  
2. 座長が欠席する場合は、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(事務局)  
第5条 事務局は親水空間WGの運営を行い、神奈川県藤沢土木事務所河川砂防第一課および藤沢市公園みどり課がこれにあたる。

(その他)  
第6条 この規約に定めない事項については、必要に応じて親水空間WGの承認を得て定めるものとする。

(附則)  
この規約は、平成25年10月21日から施行する。

『下土棚遊水地上部利用計画 親水空間ワーキンググループ』名簿

区分	所属	氏名
座長	日本大学生物資源科学部	勝野 武彦
委員	藤沢グリーンスタッフの会	團分 俊明
〃	藤沢市ヒオトープ管理者の会	小池 岳重
〃	県立境川遊水地公園指定管理者	小島 仁志
〃	藤沢市都市整備部公園みどり課主任	石田 聡
〃	神奈川県藤沢土木事務所河川砂防第一課長	中津川 定雄

事務局

神奈川県	藤沢土木事務所河川砂防第一課
藤沢市	公園みどり課

『下土棚遊水地上部利用計画 アドバイザー会議』規約

(名称)  
第1条 この会は、「下土棚遊水地上部利用計画 アドバイザー会議」(以下「アドバイザー会議」という)と称する。

(目的)  
第2条 アドバイザー会議は、「下土棚遊水地上部利用計画(案)」の策定を行うにあたり、「地域懇談会」で検討された計画案について、技術的・専門的アドバイスをを行うことを目的とする。

(組織)  
第3条 アドバイザー会議は別表-1に掲げる委員により組織される。  
2. アドバイザー会議は委員長を置き、河川の学識経験者がこれにあたる。  
3. その他、アドバイザー会議の運営上特に必要とするときは、委員長は委員以外の者を参加させることができる。

(委員長の職務)  
第4条 委員長は、アドバイザー会議の召集および総括を行う。  
2. 委員長が欠席する場合は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(事務局)  
第5条 事務局はアドバイザー会議の運営を行い、神奈川県藤沢土木事務所河川砂防第一課および藤沢市公園みどり課がこれにあたる。

(その他)  
第6条 この規約に定めない事項については、必要に応じてアドバイザー会議の承認を得て定めるものとする。

(附則)  
この規約は、平成25年2月27日から施行する。  
この規約は、平成26年3月20日から施行する。

『下土棚遊水地上部利用計画 アドバイザー会議』名簿

区分	役職	専門
委員長	宮村 忠 (関東学院大学名誉教授)	河川
委員	勝野 武彦 (日本大学生物資源科学部教授)	環境
〃	松本 康孝 (藤沢市立富士見台小学校校長)	教育
〃	湯原 一郎 (藤沢市立長後中学校校長)	教育
〃	坂本 紀典 (神奈川県立湘南台高等学校校長)	教育
〃	内田 豊 (社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 藤沢市老人福祉センターこぶし荘所長)	福祉
〃	金子 正彦 (藤沢市民自治部長)	自治行政
〃	藤島 悟 (藤沢市都市整備部長)	公園行政
〃	遠藤 主計 (藤沢市土木部長)	土木行政
〃	永井 洋一 (藤沢市生涯学習部長)	スポーツ行政
〃	志村 知昭 (神奈川県藤沢土木事務所長)	河川行政

事務局

神奈川県	藤沢土木事務所河川砂防第一課
藤沢市	公園みどり課

## 【下土棚遊水地上部利用計画(案)】

### A池

利用方針：池の広さを活かし、多様なスポーツ種目の利用、子どもたちの遊び場、イベントでの利用など、様々な利用者が自由に使う場所とします

イメージ：様々な活動の空間

整備イメージ（概要）

- ・憩い広場、活動芝生広場、活動グラウンドを整備
- ・地元のイベントの際にも活用できる広場



### C池

利用方針：整形な形状を活かすことが出来る施設を導入します

イメージ：活発なスポーツ利用空間

整備イメージ（概要）

- ・多目的スポーツ広場を整備
- ・少年サッカーや少年野球が行えるグラウンドの整備



### B池

利用方針：生物が生育する空間と水と親しむ空間を区分し、それぞれの機能の両立を図ります

イメージ：水と親しみ、憩う空間。自然を観察し、学習できる空間

整備イメージ（概要）

- ・生物生育空間（ビオトープ）と親水広場を整備
- ・生物生育空間は、外部と分離した生物優先のゾーン
- ・親水広場は、池や水路で自然に触れられる空間



### D池

利用方針：高齢者世代の利用を考慮するとともに、複雑な形状の池でも対応出来る施設を導入します

イメージ：憩いや休息の「庭」空間

整備イメージ（概要）

- ・散歩広場、活動広場を整備
- ・高齢者の利用を想定した「庭」のような憩いの空間



# A池・B池平面図

## 憩い広場

Q：芝生の範囲はもっと少なくてもいいのでは？

A：憩い広場は地被植物による緑化に変更する

## 広場全体

Q：特定のスポーツのための施設を整備するのか？

A：施設の整備は行わず、利用者が自由に使用  
ベタンク、グラウンドゴルフ等ニュースポーツ種目への対応も可能

## 遊水地法面

Q：ピオトーブはB池のみでよいのか？

A：川側の法面はピオトーブの一部として位置付ける  
生物に配慮した管理を行う

(親水ワーキンググループでの検討により決定)

利用方針：生物が生育する空間と水と親しむ空間を区分し、  
それぞれの機能の両立を図る  
イメージ：水と親しみ、憩う空間。自然を観察し、学習できる空間

### 生物生育空間(ピオトーブ)

- ・一次池と二次池を掘り下げて地下水を貯留することでピオトーブ池とする
- ・親水広場や外周道路からフェンス等で物理的に分離し、生物優先のゾーンとする
- ・水際には法面の勾配や材質に変化を持たせ、生物の多様性を促す
- ・下流側は水鳥が安心して立ち寄れるように水深の深い空間を広く確保する
- ・鳥類の営巣地として一次池と二次池の間に中の島を設ける

### 親水広場

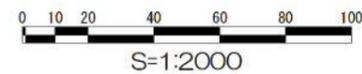
- ・地下水を利用した池や水路を設置し、子供たちの水遊びの場とする
- ・一次池側は自然(水や植物)に触れられる空間とする
- ・ピオトーブ池の上にデッキ(橋)を設置し、生物観察や学習のできる場とする
- ・駐車場は駐車可能なエリアは設けるが、舗装等は行わない

A池 面積表

記号	土地利用	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
■	法面	21,917	32.4
■	越流堤・護岸	3,598	5.3
■	道路	5,953	8.8
■	管理用施設	1,644	2.4
■	一次池	8,646	12.8
■	二次池(土)	7,211	10.7
■	二次池(芝)	6,376	9.4
■	二次池(草地)	8,685	12.9
■	二次池(園路)	1,227	1.8
■	二次池(遊歩・駐車場)	2,289	3.4
■	二次池(緑地)	0	0.0
■	合計	67,546	100.0

B池 面積表

記号	土地利用	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
■	法面	8,098	33.9
■	越流堤・護岸	1,375	5.8
■	道路	3,042	12.7
■	管理用施設	330	1.4
■	ピオトーブ水面	2,037	18.0
■	ピオトーブ法面	995	7.4
■	ピオトーブ陸地	4,433	20.4
■	ピオトーブ道路	0	0.5
■	合計	23,334	100.0



# C池・D池平面図

**遊水地法面**  
 Q: ピオトープはB池のみでよいのか?

A: 川側の法面はピオトープの一部として位置付ける  
 生物に配慮した管理を行う

**グラウンド**  
 Q: 全部土だと砂ぼこりで近隣への迷惑になるのでは?

A: 利用に支障のない範囲で草を増やす  
 河川水を利用した散水を行う

**散歩広場**  
 Q: 芝生の広場は片方だけでよいのでは?

A: 散歩広場は地被植物による緑化に変更する

**花壇**  
 Q: 遊水地内に花壇はいらないのでは?

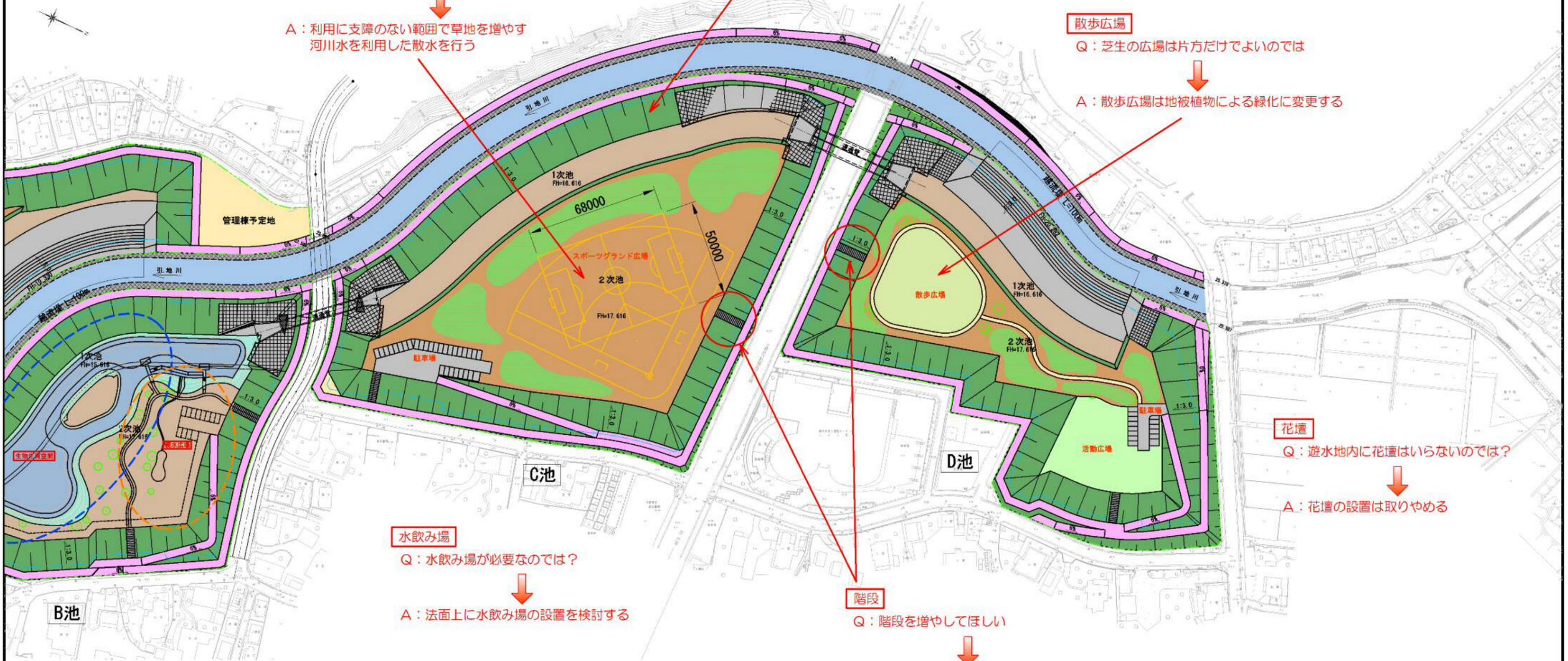
A: 花壇の設置は取りやめる

**水飲み場**  
 Q: 水飲み場が必要なのでは?

A: 法面上に水飲み場の設置を検討する

**階段**  
 Q: 階段を増やしてほしい

A: 1箇所ずつ階段を追加する



**C池 面積表**

記号	土地利用	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
緑	法面	10,048	28.2
青	越流堤・護岸	2,006	5.6
紫	道路	3,529	9.9
黄	管理用施設	64	0.2
茶	一次池	3,603	10.1
赤	二次池(土)	15,216	42.8
緑	二次池(芝)	0	0.0
黄	二次池(草地)	0	0.0
黄	二次池(園路)	0	0.0
青	二次池(遊路・駐車場)	1,106	3.1
緑	二次池(緑地)	0	0.0
合計		35,572	100.0

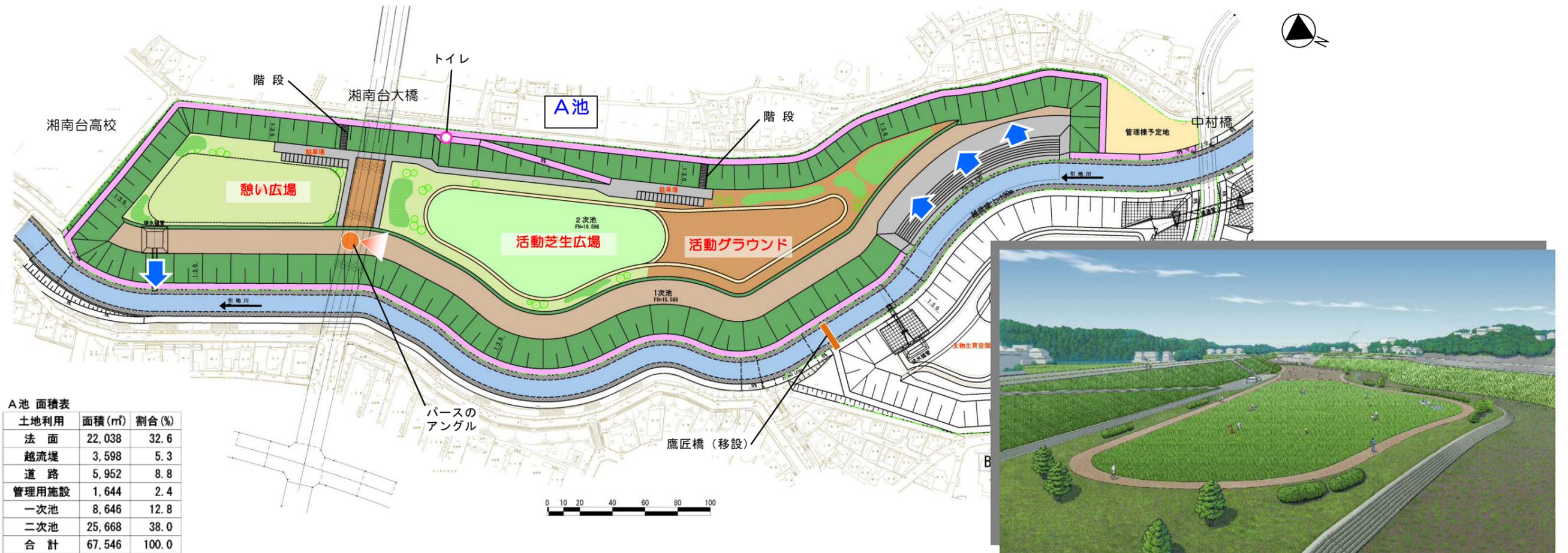
**D池 面積表**

記号	土地利用	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
緑	法面	8,853	32.7
青	越流堤・護岸	4,188	15.5
紫	道路	3,023	11.2
黄	管理用施設	0	0.0
茶	一次池	1,825	6.7
赤	二次池(土)	3,896	14.4
緑	二次池(芝)	2,025	7.5
黄	二次池(草地)	2,188	3.2
黄	二次池(園路)	562	2.1
青	二次池(遊路・駐車場)	501	1.9
緑	二次池(緑地)	0	0.0
合計		27,061	100.0

【A池】

利用方針：池の広さを活かし、多様なスポーツ種目の利用、子どもたちの遊び場、イベントでの利用など、様々な利用者が自由に使う場所とします

憩い広場(約 0.4ha)	活動芝生広場(約 0.6ha)	活動グラウンド(約 0.3ha)
<p>○整備イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが安心して遊べる広場とします</li> <li>地元のイベントの際にも活用できる広場とします</li> <li>ベンチ等を設置し、子どもたちの遊びを見守れる設備を備えます</li> <li>地面は地被植物（クローバー、オオバコ等）による緑化を図ります</li> </ul>	<p>○整備イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様なスポーツ種目の利用が可能な広場（ペタンク、グラウンドゴルフ等（ニュースポーツ種目）の軽微な運動を行うことができます）とします</li> <li>地元のイベントの際にも活用できる広場とします</li> <li>施設の整備は行わず、利用者が自由に使用できる広場とします</li> <li>地面は芝生による緑化を図ります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>越流堤に近いため、植栽を控えた土の広場とします</li> <li>地面は土とします</li> </ul>



A池 面積表

土地利用	面積 (㎡)	割合 (%)
法面	22,038	32.6
越流堤	3,598	5.3
道路	5,952	8.8
管理用施設	1,644	2.4
一次池	8,646	12.8
二次池	25,668	38.0
合計	67,546	100.0



備考	<p>駐車場：駐車場の規模は、遊水地全体の利用状況を想定して必要台数を今後検討します</p> <p>法面：河川側法面をビオトープに位置づけて、選択的に草刈りを行うなど、生物の生息空間に配慮した管理を行います</p>
----	---

【B池】

利用方針：生物が生育する空間と水と親しむ空間を区分し、それぞれの機能の両立を図ります

生物生育空間(ビオトープ)(約 0.8ha)

親水広場(約 0.3ha)

○整備イメージ

- ・親水広場や外周道路からフェンス等で物理的に分離し、生物優先のゾーンとします
- ・水際には法面の勾配や護岸の材質に変化を持たせ、生物の多様性を促します
- ・一次池と二次池を掘り下げてビオトープ池とし、地下水を貯留します

○整備イメージ

- ・地下水を利用した池や水路を設置し、子どもたちの水遊びの場とします
- ・一次池側は、自然（水や植物）に触れられる空間とします
- ・ビオトープ池の上にデッキ（棧橋）を設置し、生物観察や学習が出来る場とします



B池 面積表

土地利用	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)
法面	8,573	35.9
越流堤	1,375	5.8
道路	3,042	12.7
管理用施設	330	1.4
一次池	2,921	12.2
二次池	7,645	32.0
合計	23,886	100.0

備考

駐車場：舗装せず、駐車スペースを確保します  
 法面：B池のビオトープの一部として一体で管理します

## 【C池】

**利用方針：整形な形状を活かすことが出来る施設を導入します**  
**イメージ：活発なスポーツ利用空間**

### 多目的スポーツ広場(約 1.5ha)

#### ○整備イメージ

- ・少年サッカー、少年野球が行えるグラウンドを確保します
- ・野球、サッカー以外の運動にも利用可能、舗装は、土を基本とします
- ・サッカーゴールや野球のバックネット等は、移動式の設備により対応します



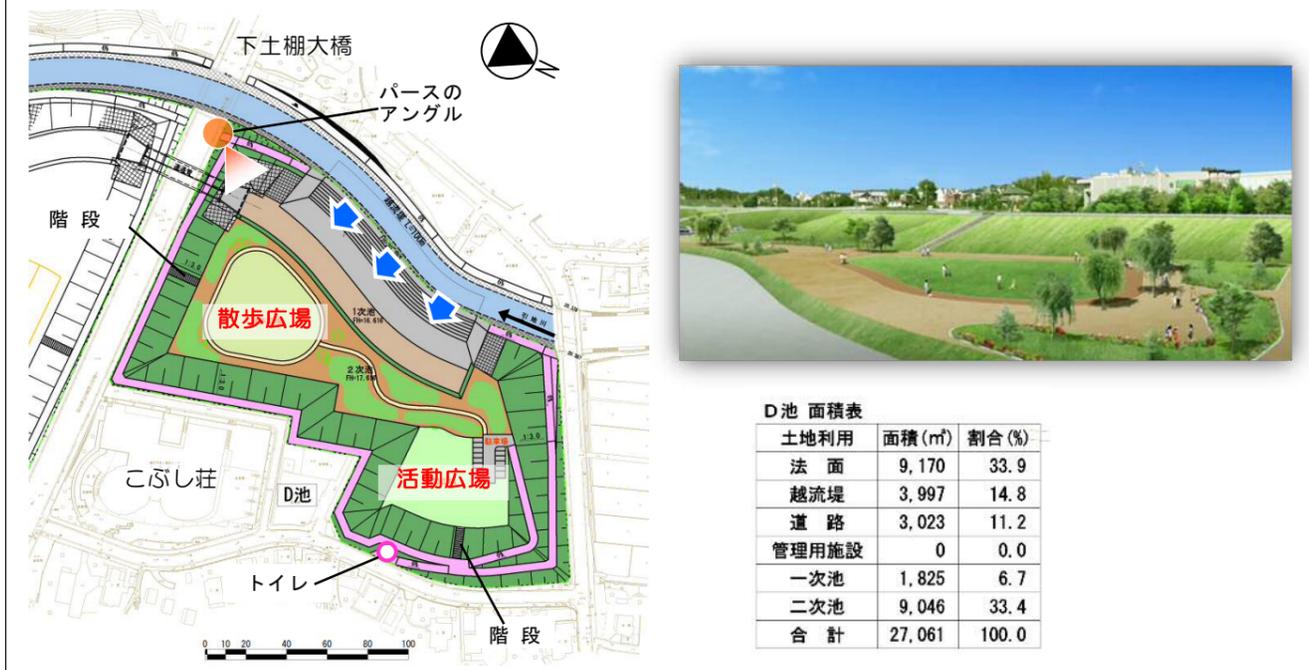
## 【D池】

**利用方針：高齢者世代の利用を考慮するとともに、複雑な形状の池でも対応出来る施設を導入します**  
**イメージ：憩いや休息の「庭」空間**

### 散歩広場(約 0.2ha)・活動広場(約 0.2ha)

#### ○整備イメージ

- ・高齢者の利用を想定し、休憩施設やお散歩コースなどを配置した「庭」のような憩いの空間とします
- ・周辺住民や福祉施設からの要望があれば、地域の緑化活動への対応も想定します
- ・散歩広場の地面は、地被植物(クローバー、オオバコ等)による緑化を図ります
- ・活動広場の地面は、芝生による緑化を図ります



#### 備考

**駐車場**：駐車場の規模は、遊水地全体の利用状況を想定して必要台数を今後検討します。舗装した駐車場のほかに試合時など利用台数が増える場合に備え、舗装をしない(砂利敷き、草地等)駐車スペースを確保します  
**法面**：河川側法面をビオトープに位置付け、選択的に草刈りを行うなど、生物の生息空間に配慮した管理を行います  
**散水**：土埃の飛散を防止するため上水等による散水方法を検討します

#### 備考

**駐車場**：駐車場の規模は、遊水地全体の利用状況を想定して必要台数を今後検討します  
**法面**：周辺の環境に配慮して、虫等の発生が抑えられるよう、草地等の管理を行います

## 【全池共通】

#### 備考

**トイレ**：周囲堤上に設置します。各トイレの規模については、利用状況を想定して、設備の内容を今後検討します  
**河川管理用通路**：利用者用通路として活用します。幅員は4mであり、自転車と歩行者の分離構造とすることは困難なため、路面の色分けや利用者マナーの啓発等について検討します